

都 市 消 防 委 員 会
說 明 資 料 (1)

平成 28 年 11 月 4 日
住 宅 都 市 局

目 次

未着手都市計画道路の整備（第2次整備プログラム）（案） について

	頁
1 都市計画道路（幹線街路）の現状	1
2 見直しの経緯	1
3 整備方針・整備プログラムの進捗	2
(1) 整備方針に基づく都市計画変更進捗	2
(2) 整備プログラムに基づく整備着手進捗	2
4 第2次整備プログラムの概要	3
(1) 策定の必要性	3
(2) 策定の効果	3
(3) 基本的な考え方	3
(4) 評価・検証方法	4
(5) 整備効果の評価基準（定量的評価）	4
(6) 事業性の検証基準（定性的検証）	5
(7) 道路整備費の見通し	5
5 路線別の見直しの方向性	5
6 都市計画道路区域内における建築制限に係る対応	6
(1) 都市計画法上の許可基準	6
(2) 許可基準の特例の変更	6
7 今後の予定	6

未着手都市計画道路の整備（第2次整備プログラム）（案）について

1 都市計画道路（幹線街路）の現状

都市計画決定延長	整備済延長	事業中延長	事業未着手延長
841km	764km	22km	55km

備考 平成28年3月31日現在

2 見直しの経緯

年度	内容
平成17年度	「未着手都市計画道路の整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定
平成18年度	「都市計画道路整備プログラム」（以下「整備プログラム」という。）を策定
平成19年度～	整備方針・整備プログラムに基づき都市計画変更及び整備着手
平成27年度	「未着手都市計画道路の整備に関する懇談会」開催
平成28年度	「都市計画道路整備プログラムの見直し方針」公表

3 整備方針・整備プログラムの進捗

(1) 整備方針に基づく都市計画変更進捗

整備方針	平成17年度 策定内容		変更済区間	
	箇所数	延長	箇所数	延長
計画の廃止	15	5.8km	11 (73%)	3.8km (66%)
現況幅員に変更	19	18.0km	13 (68%)	11.7km (65%)
現況線形に変更	4	1.5km	2 (50%)	0.2km (11%)
小計	38	25.3km	26 (68%)	15.7km (62%)
車線数等の変更	3	4.1km	3 (100%)	4.1km (100%)
線形や構造等の変更	22	12.2km	2 (9%)	0.5km (4%)
小計	25	16.3km	5 (20%)	4.6km (28%)
合計	63	41.6km	31 (49%)	20.3km (49%)

備考1 変更済区間は、平成28年9月30日現在

2 () 内は、平成17年度策定内容に対する進捗率

(2) 整備プログラムに基づく整備着手進捗

整備着手時期	平成18年度 策定内容		着手済区間	
	箇所数	延長	箇所数	延長
第1期 (平成19~28年度)	22	10km	10.3 (47%)	3.5km (34%)
第2期 (平成29~38年度)	33	19km	3.0 (10%)	1.7km (10%)
第3期 (平成39年度~)	32	19km	1.8 (6%)	0.7km (4%)
合計	87	48km	15.1 (18%)	5.9km (13%)

備考1 着手済区間は、平成28年9月30日現在

2 () 内は、平成18年度策定内容に対する進捗率

4 第2次整備プログラムの概要

(1) 策定の必要性

次のような社会経済情勢の変化等をふまえ、整備優先性の高い路線を早期供用するなど、選択と集中による都市計画道路の整備を行うため、見直しが必要

- ・人口減少や道路整備費の減少などの社会経済情勢の変化
- ・未着手都市計画道路のうち、約9割が都市計画決定後50年以上経過
- ・都市計画法による関係権利者への長期に渡る建築制限
- ・整備プログラムにおける第1期の進捗の遅れ
- ・名古屋市総合計画2018の実現に向けた都市計画道路の整備

(2) 策定の効果

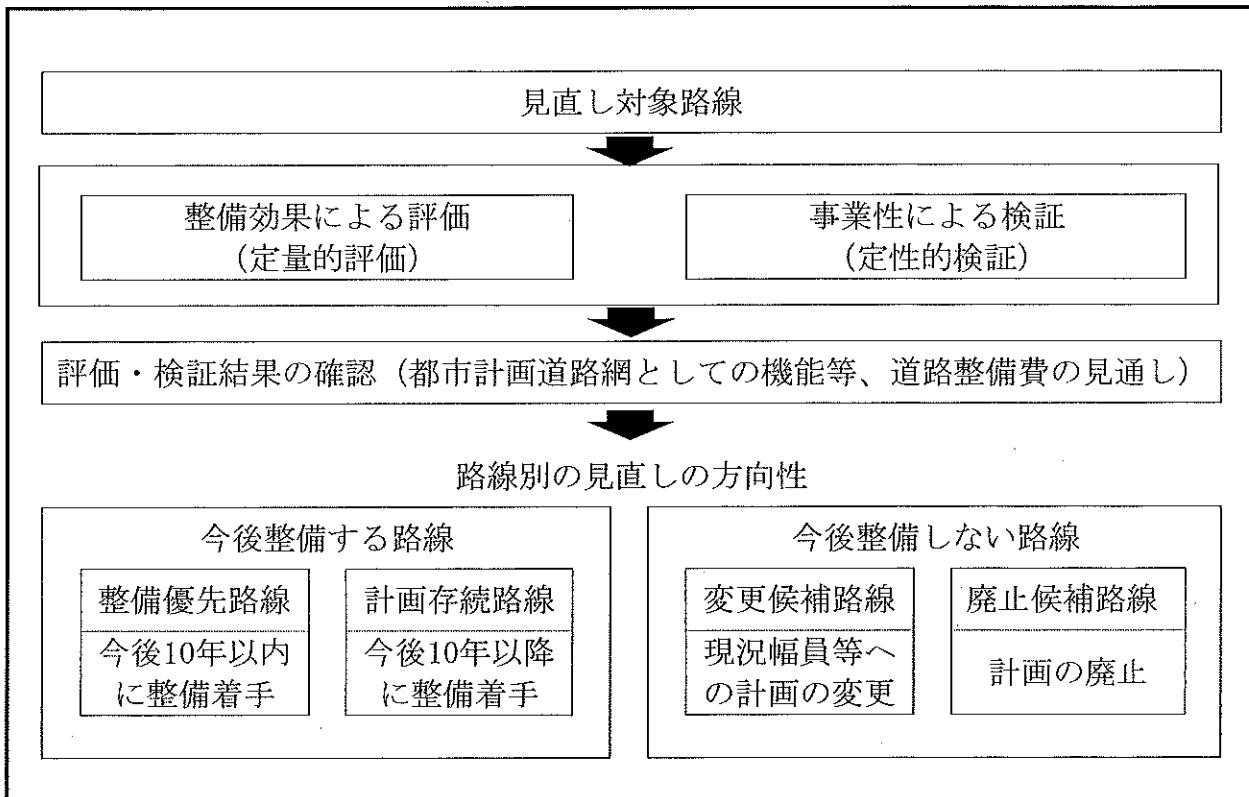
- 1 関係権利者の生活設計の立てやすさへの寄与
- 2 道路整備の透明性や公平性の確保
- 3 重点的、効果的かつ効率的な道路整備の推進

(3) 基本的な考え方

見直し対象路線	これまでに事業着手していない幹線街路（97箇所、50km）
整備完了目標時期	概ね20～30年後まで
内 容	見直し対象路線の現況把握及び評価・検証等を行い、見直しの方向性（計画のあり方及び整備着手時期）を示す

（注） 見直し対象路線は、未着手都市計画道路のうち、国管理の一般国道（5km）を除く。

(4) 評価・検証方法



(5) 整備効果の評価基準（定量的評価）

項目	評価の基準
都心機能 ・交流機能	都心域・拠点の機能向上に資する路線 広域交通ネットワークの形成に資する路線
自動車交通 の円滑化	周辺における混雑緩和や走行性の向上等により自動車交通を円滑化する路線
防災	災害時に地域における延焼遮断機能等の防災機能を確保する路線
交通安全	道路の新設・拡充により歩行者空間等の安全性が向上する路線

備考 いずれの項目も5点満点で評価

(6) 事業性の検証基準（定性的検証）

項目	検証の基準
関連事業等との連携	各種施策との連携や関連事業に合わせた事業化の必要性等
事業規模に対する道路整備の有効性	一定の機能がある道路の拡幅の有効性等
道路整備に対する熟度等	道路整備に対する地域の熟度等

(7) 道路整備費の見通し

- 今後の道路整備予算は、近年と同程度（65億円）を確保し、必要な道路の早期整備完了をめざすことを基本的な考え方とする。
- その上で、近年の傾向を参考として、5年間で5億円程度が段階的に減少していくことを想定する。

5 路線別の見直しの方向性

見直しの方向性	箇所数、延長	概算事業費
整備優先路線 (今後10年以内に整備着手)	東志賀町線はじめ、10箇所、約4km	約310億円 【約500億円】
計画存続路線 (今後10年以降に整備着手)	戸田荒子線はじめ、42箇所、約20km	約540億円
変更候補路線 (現況幅員等への計画の変更)	星崎鳴海線はじめ、13箇所、約8km <21箇所、約15km>	約170億円 (縮減)
廃止候補路線 (計画の廃止)	堀越枇杷島線はじめ、25箇所、約13km <31箇所、約16km>	約600億円 (縮減)

備考1 概算事業費は、国管理の一般国道に係る費用を除いた値である。

2 【 】内の数値は、現在事業中の路線を含めた概算事業費である。

3 < >内の数値は、整備方針で計画の廃止等とした路線を含む箇所数・延長であり、概算事業費は計上していない。

6 都市計画道路区域内における建築制限に係る対応

(1) 都市計画法上の許可基準（都市計画法第53条・第54条）

当該建築物が次に掲げた要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除却することができるものであると認められること。

- 1 階数が2以下で、かつ、地階を有しないこと。
- 2 主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。

(2) 許可基準の特例の変更

	現行	変更後
対象区域	<ol style="list-style-type: none">1 整備方針で「計画の廃止」、「現況幅員に変更」及び「現況線形に変更」と定められている区域2 整備プログラムにおいて、第2期又は第3期と定められている区域	第2次整備プログラムの見直し対象路線のうち、「計画存続路線」、「変更候補路線」及び「廃止候補路線」と定められている区域
許可基準	<ol style="list-style-type: none">1 建築物の階数は3以下であり、かつ、地階を有しないもの2 容易に移転し又は除却することができるもので、主要構造部が木造、鉄骨造、その他これらに類する構造であること	

7 今後の予定

平成28年12月～平成29年1月	パブリックコメントの実施
平成29年3月	「未着手都市計画道路の整備について（第2次整備プログラム）」の策定・公表